

平成27年

第5回臨時会

会 議 録

(第1号)

平成27年8月18日

平成27年第5回 江 差 町 議 会 臨 時 会
(第 1 号)

◎ 期日及び場所

平成27年8月18日(火) 10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- 日程第1 仮議席の指定
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 選挙第1号 議長選挙について
日程第4 会期の決定
日程第5 選挙第2号 副議長選挙について
日程第6 決定第1号 議席の指定
日程第7 決定第2号 常任委員・議会運営委員の選任について
日程第8 選挙第3号 檜山広域行政組合議会議員選挙について
日程第9 選挙第4号 南部桧山衛生処理組合議会議員選挙について
日程第10 選挙第5号 江差町ほか2町学校給食組合議会議員選挙について
日程第11 発議第1号 議会広報に関する事務調査について
日程第12 発議第2号 平成26年度江差町各会計決算審査特別委員会の設置について
〔町長 行政報告〕
日程第13 議案第1号 平成27年9月1日から同年9月30日までの間における町長及び副町長の給与の減額に関する条例の制定について
日程第14 議案第2号 平成27年度江差町一般会計補正予算(第5号)について
日程第15 同意第1号 監査委員の選任について

◎ 出席議員(12名)

議		長	打越 東 亜 夫
副	議	長	小笠原 淳 夫
議		員	薄 木 晴 午
	〃		飯 田 隆 一
	〃		小 野 寺 真
	〃		室 井 正 行
	〃		若 山 明 廣
	〃		萩 原 徹
	〃		小 梅 洋 子
	〃		塚 本 眞
	〃		西海谷 望
	〃		小 林 久仁子

◎ 出席説明者

町	長	照井	誉之介
副町	長	田畑	明
教育	長	新木	秀幸
総務課	長	木村	晃
まちづくり推進課	長	出崎	雄司
財政課	長	斉藤	敏己
税務課	長	岸田	礼治
健康推進課	長	白鳥	智子
産業振興課	長	大杉	則明
追分観光課	長	大坂	敏文
建設水道課	長	岸田	雄治
ひのき荘	長	澤口	純一
出納室	長	岸田	真由美
学校教育課	長	中川	智
社会教育課	長	尾山	徹
総務課主幹		竹内	強

(議会事務局)

局	長	太田	誠
書	記	秋山	悦子

開会前

(事務局長)

おはようございます。議員の皆様には、栄えあるご当選、誠におめでとうございます。

私は、議会事務局長の太田でございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が、臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の、小笠原議員に臨時議長をお願いいたします。小笠原淳夫議員、議長席に、ご着席ください。

(臨時議長)

ただいま紹介されました小笠原 淳夫です。地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時の議長の職務を行います。どうぞ宜しくお願い致します。

それでは、開会に先立ちまして、一般選挙後初めての議会でございますので、この際、諸般の事項について処理致します。なお、ただいま出席の町長はじめ、特別職及び管理職員は、あらかじめ議会事務局長の出席依頼をしておりますので、ご了解願います。

また、本臨時会の服装はクールビズとし、ノーネクタイ、ノー上着でも構いませんので、宜しくお願い致します。

(臨時議長)

それでは、照井町長より挨拶の申し出がございますので、これを許します。

「照井町長」。町長挨拶。

「町長」

平成27年第5回江差町議会臨時会の開会にあたり、先の議員選挙後の初議会ということで、一言ご挨拶させていただきます。

まずもって、議員の、議員に就任されました12名の議員各位に対しましては、心からお慶び申し上げます。8年ぶりの選挙戦となったわけですが、それぞれの立場で町づくり、政策を掲げ、町議会議員選挙であったという風に思います。人口減少問題を始め、一次産業の振興、商業や観光振興、更に子育て支援や若者対策、雇用問題等大きな課題に直面していますが、行政と議会がお互いに意見を出し合い、町づくりを進める両輪となって、将来の江差町を作るため、作り上げるためのご指導、ご助言を切にお願い申し上げます。

行政運営に対する町議会のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。宜しくお願い申し上げます。

(臨時議長)

町長の挨拶が終わりました。

次に、町長を除く特別職の自己紹介及び管理職員の紹介をお願い致します。
副町長、教育長の自己紹介をお願い致します。

(副町長)

副町長の田畑でございます。議員各位におかれましては、あの今町長も挨拶したとおり、先の選挙、当選を心から私の立場でもお慶び申し上げます。今後何かとお世話になりますが、ひとつ宜しくお願い申し上げます。私からは簡単でございますが、宜しくお願い致します。

(教育長)

教育長の新木でございます。皆様方にはこの度の選挙で栄えある当選をされました。お互いに私は教育の方を担当しておりますので、教育についてお互いにこう意見を出しながら、よりよい教育行政を進めていきたい、とこのように考えておりますので、今後とも宜しくお願いを申し上げます。

(臨時議長)

次に各議員の自己紹介を行います。失礼しました。

次に、副町長より町長部局の、教育長より教育委員会の管理職の紹介をお願い致します。

(副町長から町長部局、教育長から教育委員会部局の管理職員紹介)

(臨時議長)

次に、各議員の自己紹介を行いたいと思います。自己紹介の順位は、仮議席1番の小林議員より順次お願い致します。

(小林議員)

どうも、小林久仁子と申します。今回初めての当選ということで皆様のご意見それからご指導等承ってあの学ばせて頂きたいと思っております。どうぞ宜しくお願い致します。

(西海谷議員)

いいですか。西海谷望と申します。4年間宜しくひとつお願い申し上げます。

(塚本議員)

塚本眞です。議員初めてですので、なかなか不慣れな点があるかと思いますが、皆さんから色々な情報をまた提供して頂きながら町民に本当に江差町は良い町だと思われるような議員活動して参りたいと思っております。宜しくお願いします。

(小梅議員)

小梅洋子でございます。下町愛宕町に住んでおります。地域と町内会とか老人クラブとかその他色々地域と関わりながら、また江差の財産であります追分を愛しながら、これからもあの少しでも江差のために役立っていきたいと思っておりますので、皆さんどうぞご指導宜しくお願い致します。

(萩原議員)

萩原徹でございます。また4年間、一所懸命江差町のために頑張りたいと思っております。宜しくお願い致します。

(若山議員)

公明党の若山明廣と申します。宜しくお願い致します。

(室井議員)

室井正行と申します。4年間お世話になると思いますが、どうぞ宜しくお願いします。

(小野寺議員)

初心に立ちかえってまた4年間皆さん方と一緒にやっていきたいと思っております。どうぞ宜しくお願い致します。

(飯田議員)

本町の飯田隆一でございます。どうぞ、また宜しくお願い致します。

(打越議員)

本町の打越と申します。初心にかえって頑張って参ります。宜しくお願い致します。

(薄木議員)

薄木です。どうも。4年間宜しくお願いします。若いんですけど、一番古くなりましたので、皆様方のご意見を賜りながら、江差町のために頑張ります。宜しくお願いします。

(臨時議長)

以上で、議員の自己紹介が終わりました。ここで一旦町の管理職退席致します。

(管理職退席)

(臨時議長)

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。ただいまから、平成27年第5回江差町議会臨時会を開催致します。

(臨時議長)

本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元の配付となっております。

(臨時議長)

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまの着席の順と致します。

(臨時議長)

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、臨時議長において、小林議員、西海谷議員を指名致します。

(臨時議長)

ここで、暫時休憩致します。

(全員協議会開催)

(臨時議長)

それでは、休憩前に引き続き、会議を開催します。

(臨時議長)

日程第3、選挙第1号、議長選挙を行います。

議場の出入口を閉めます。

ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名致します。会議規則32条の規定により、立会人に塚本議員、萩原議員を指名します。

(臨時議長)

次に投票用紙を配ります。

投票は、無記名投票です。単記無記名投票。そうだな。

(飯田議員)

もう1回確認して。投票の方法。

(臨時議長)

単記無記名投票。そう単記。2人書けば違反になるのか。無効だな。

(臨時議長)

投票用紙の配布もれございませんか。

(「なし」の声)

(臨時議長)

ないと思うな。

配布もれなしと認めます。

投票箱を点検致します。

(臨時議長)

異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名投票です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

(臨時議長)

点呼を命じます。

事務局長の氏名を呼びあげますので、順次、順番に投票願います。

(事務局長)

それでは私の方から呼びあげますので宜しくお願い致します。

まずあの立会人、仮議席の順と致しますので、宜しくお願い致します。

3番塚本議員。5番萩原議員。1番小林議員。2番西海谷議員。4番小梅議員。6番若山議員。8番室井議員。9番小野寺議員。10番飯田議員。11番打越議員。12番薄木議員。7番臨時議長の小笠原議員願います。以上です。

(臨時議長)

投票もれありませんか。

(「なし」の声)

(臨時議長)

なしの声があります。投票もれなしと認めます。投票を終わります。

(臨時議長)

開票を行います。

塚本議員、萩原議員の開票の立会をお願い致します。

(開票作業)

(臨時議長)

それでは、選挙の結果を報告致します。

投票総数12票、これは先程の出席議員数に符号しております。

そのうち、有効投票12票、無効投票0。

有効投票のうち、打越議員7票、室井議員5票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。従って打越議員が議長に当選されました。

(臨時議長)

議場の出入口を開きます。

次に暫時休憩致します。

(臨時議長)

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

ただいま議長に当選されました打越議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知を致します。

それでは、議長に当選されました打越議員をご紹介致します。議長の就任挨拶。

(打越議長)

ただいま、当選を致しました打越でございます。

私は、今日、この日まで、色々様々なことを考えながら、このような結果になったわけでございます。私は、やはり何といっても先程言ったとおり、議会の体制がバラバラではなかなかうまく町政は運んでいかないという風な思いもございまして、色々様々なことを考えながら今日を迎えたわけでございます。結果としてこうなった以上、私は常に中立を保ちながら、そして議会とそして町政が

繁栄するために、全力を尽くして議会運営を図って参りたいという風に思っております。私は先程言ったとおり、何といても町民本位の行政でなければいけないと。結果として色々なことが議会で起きれば起きるほど、江差町そのものの信用が疑われるわけであります。そのことを含め、今後皆さんのそれぞれの協力をさらに求めながら、そしてより良い町づくりにまい進して参りたいと思います。皆さん方のご協力を宜しくお願いを申し上げまして、措辞でありますけれども、挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

(臨時議長)

これで臨時議長の職務は全部終了致しました。ご協力ありがとうございました。

議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩致します。

(議長)

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開致します。

(議長)

日程第4、会期の決定についてを議題と致します。

お諮りします。今臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって、会期は本日1日とすることに決定致しました。

暫時休憩致します。

(全員協議会開催)

(議長)

それでは、引き続き、日程第4会期の決定についてを議題と。

ちょっと待て。

(議長)

はい、それでは、日程第5、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖致します。閉鎖しましたか。

それでは、ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名致します。会議規則第32条の規定により、立会人に小梅議員、若山議員を指名致します。

(議長)

投票用紙を配ります。

(議長)

次に、投票用紙の配布もれはありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

はい、ありませんので、それを認めます。

次に、投票箱を点検してください。

(議長)

点検いいね。異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

(議長)

点呼を命じます。

事務局長が氏名を読みあげますので、順次投票をお願い致します。

(事務局長)

それでは点呼致します。

まず、4番小梅議員。6番若山議員お願いします。1番小林議員お願いします。2番西海谷議員お願いします。3番塚本議員お願いします。5番萩原議員お願いします。7番小笠原議員お願いします。8番室井議員お願いします。9番小野寺議員お願いします。10番飯田議員お願いします。12番薄木議員お願いします。最後に打越議長お願いします。以上です。

(議長)

はい、投票もれございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

(議長)

開票を行います。

小梅議員、若山議員、開票の立会人をお願い致します。

(議長)

それでは、選挙の結果を報告致します。

投票総数12票、それは先程の出席議員数に符号しております。

そのうち、有効投票12票、無効投票0。

有効投票のうち、小笠原淳夫議員11票、若山議員1票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。従いまして小笠原淳夫議員が副議長に当選されました。

(議長)

議場の出入口を開きます。

暫時休憩致します。

(議長)

再開致します。休憩前に引き続き、会議を開会致します。

ただいま副議長に当選されました小笠原議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知を致します。

それでは、副議長に当選されました小笠原議員を紹介致します。それでは、先程の場所で副議長お願いします。

(小笠原副議長)

先程の所信表明にも話しましたけれども、16年の実績を踏まえて、江差町の議会の更なる発展を願って、副議長を務めたいとそうように考えております。そういっても、責任の重大さに今更身にしみているところでございます。どうか皆さん方の協力を頂いて、打越議長を補佐しながら、江差町の議会の発展のために頑張っていきたいなど。そして、江差の町の江差町の住民のためにも江差町の議会よくやってくれるなど、そういう議会になれるように私の全生命と全政治力を結集して副議長を務めたいという風に考えておりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

それでは、暫時休憩を致します。その間、委員会を開催したいと思っておりますので。開催にあつ

ではブザーでお知らせし致します。それでは、別室、第2委員会室に集まって、全員協議会を開催致します。

暫時休憩。

(全員協議会開催及び昼食休憩)

(13時30分再開)

(議長)

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

(議長)

日程第6、決定第1号、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指名致します。

議席はお手元に配布の議席表のとおり指定致します。

暫時休憩致します。

(座席移動及び表示変更)

(議長)

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

(議長)

日程第7、決定第2号、常任委員、議会運営委員の選任についてを議題と致します。

常任委員、議会運営委員の選任については、委員会条例第5条の指定(規定)により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、議長から指名致します。

それでは、総務産業常任委員、委員に、飯田議員、小野寺議員、小笠原議員、萩原議員、塚本議員、西海谷議員を指名致します。

次に、社会文教常任委員に、薄木議員、打越議員、室井議員、若山議員、小梅議員、小林議員を指名致します。

次に、議会運営委員に、若山議員、小野寺議員、萩原議員、薄木議員、小笠原議員。

以上のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議なしと認め、従って、ただいま指名致したとおり、それぞれの常任委員、議会運営委員に選任することに決定致しました。

暫時休憩致します。

(議長退席)

(副議長)

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

(副議長)

議長の常任委員の辞任については、ついてを議題とします。

ただいま社会文教常任委員に選任されました議長から、常任委員を辞任したいという申し出があります。従いまして、地方自治法第117条の規定により、議長は除斥の対象となりますので、退席を求めます。

退席をしておりますので、議長は、その職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など、議長固有の権限を考慮するとき、一個の委員会に、委員として所属することは適当ではなく、また、行政実例でも議長について辞任を認めるところでもありますので、常任委員を辞任したいとするものであります。辞任について許可することに、異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(副議長)

異議なしの声があります。異議なしと認めます。

従って、議長の社会文教常任委員の辞任について許可することに決定致しました。

暫時休憩致します。

(議長着席)

(議長)

休憩中でありましても、各常任委員会と議会運営委員会を開催し、委員長・副委員長の互選をお願い致します。

それぞれの会場を申し上げます。

総務産業常任委員会は第1委員会室、社会文教常任委員会は第3委員会室、それぞれご参集をお願い致します。なお、議会運営委員会は、常任委員会が終了したあと、第1委員会室で開催し、委員長、副委員長の互選をお願い致します。

それでは休憩中であります。それぞれ総務産業常任委員会、社会文教常任委員会そして議会運営委員会、終了したあとか。

(事務局長)

事務局からもう一度会場をご確認致します。

総務産業常任委員会は第1委員会室、それから社会文教常任委員会は第3委員会室にお集まりください。宜しくお願いします。

(議長)

それでその後議会運営委員会だな。

(各常任委員会、議会運営委員会開催)

(議長)

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

(議長)

諸般の報告を致します。

休憩中に各、各常任委員会等において、委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元に参りましたので報告致します。

総務産業常任委員会、委員長に萩原議員、副委員長に塚本議員。社会文教常任委員会に委員長に室井議員、副委員長に小梅議員。議会運営委員会に委員長に薄木議員、副委員長に小野寺議員。以上のおり互選されました旨を報告致します。

(議長)

日程第8、選挙第3号、檜山広域行政組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、従いまして選挙の方法によることに決定致しました。指名の方法については、議長において指名することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、従って議長において指名することに決定致しました。
檜山(広域)行政組合議会議員には、萩原議員、飯田議員を指名致します。

(議長)

お諮りします。
ただいま議長が指名致しました萩原議員、飯田議員を檜山(広域)行政組合議会議員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。
従いまして、ただいま指名致しました萩原議員、飯田議員が檜山(広域)行政組合議会議員に当選されました。

ただいま、檜山(広域)行政組合議会に議員に当選されました萩原議員、飯田議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知を致します。

(議長)

日程第9、選挙第4号、南部桧山衛生処理組合議会議員の選挙を行います。
お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。
従いまして選挙の方法は、指名推選によることと決定致しました。指名の方法については、議長において指名することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。
従いまして議長において指名することに決定致しました。

南部桧山衛生処理組合議会議員には、塚本議員、小野寺議員を指名致します。

(議長)

お諮りします。

ただいま議長が指名致しました塚本議員、小野寺議員を南部桧山衛生処理組合(議会)議員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

従いまして、ただいま指名致しました塚本議員、小野寺議員が南部桧山衛生処理組合議会議員に当選されました。

ただいま、南部桧山衛生処理組合(議会)議員、塚本議員、小野寺議員が議場におられますので、会議規則第33条2項の規定により、当選人の当選の通告(告知)を致します。

(議長)

日程第10、選挙第5号、江差町ほか2町学校(給食)組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

従いまして選挙の方法は、指名推選によることに決定致しました。指名の方法については、議長において指名することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

従いまして議長において指名することに決定致しました。

江差町ほか2町学校給食組合議会議員には、小林議員、西海谷議員を指名致します。

(議長)

お諮りします。

ただいま議長が指名致しました小林議員、西海谷議員を江差町ほか2町学校給食組合議会議員の当選人にすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

従いまして、ただいま指名致しました小林議員、西海谷議員が江差町ほか2町学校給食組合議会議員に当選されました。

ただいま、江差町ほか2町学校給食組合議会議員、小林議員、西海谷議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選人、当選の告知を致します。

(議長)

日程第11、発議第1号、議会広報に関する事務調査についてを議題と致します。

お諮りします。

本案については、萩原議員の提出による所定の賛成者をもって発議でありますので、提出者、賛成者5名をもって構成する特別委員会を設置し、それに付託の上、調査終了まで調査することとしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

従って、本案については、提出者、賛成者5名の構成する議会広報特別委員会を設置し、それに付託の上、調査終了まで調査することに決定致しました。

(議長)

日程第12、発議第2号、平成26年度江差町各会計決算審査特別委員会の設置についてを議題と致します。

お諮りします。

本案については、議長を除く全議員による発議であります。従いまして、議長及び監査委員を除く10名の議員を委員として構成する、平成26年度江差町各会計決算審査特別委員会を設置し、平成26年度江差町各会計決算審査をこれに付託の上、閉会中の継続調査とすることとし、また審査にあたっては、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査の権限を、特別委員会に委任したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

なしと認めます。

よって本案については、議長及び監査委員を除く10名の議員を委員として構成する、平成26年度江差町各会計決算審査特別委員会を設置し、平成26年度江差町各会計決算審査をこれに付託の上、閉会中の継続調査とすることとし、また審査にあたっては、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査の権限を、特別委員会に委任することに決定致しました。

暫時休憩致します。

(町管理職出席)

(議長)

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

(議長)

次に町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許可致します。

「町長」。

「町長」

最初に、「コンピュータ業務外使用に係る懲戒処分について」ご報告申し上げます。

本件につきましては、去る6月25日開催の議会全員協議会におきまして、不祥事発生に関するご報告をさせて頂きました。その後の調査概要及び処分内容について、改めてご報告申し上げますとともに、この場をお借りしお詫び申し上げたいと思っております。

当該職員は、当町から派遣されている南部桧山衛生処理組合業務第2係長(54歳)で、平成23年11月頃から、おもに私物スマートフォンからダウンロードした卑猥なアニメ画像データ約16,500件を、業務用パソコンに保存するとともに、画像を鮮明にする処理を行うため、業務と並行し周囲の職員も気がつかない方法で画像処理を行っており、勤務時間外においても同様の処分(処理)を行っていたものでございます。

この間、副組合長である副町長を中心に、三度の事情聴取と業務用パソコン内の調査を行いながら事実確認をし、組合長からの依頼に基づき、7月13日に外部委員2名を含む職員賞罰審査委員会を開催し、最終的に組合長が処分を決定しました。

処分内容であります。当該職員は過去に同様の非違行為を二度犯しており、三度目であることを鑑みると、故意的で反省の色が見られない上に、議会をはじめ町民の皆様に対する信用を著しく傷つけた行為は重大であることから、停職6カ月とし7月21日に処分を行いました。

また、上司3名に対しては、本件が巧妙に進められた事案であり、事実を把握することが困難であった状況であることから、嚴重注意処分としました。

なお、当該職員からは6月30日付けで退職願の提出がありましたが、処分確定まで保留することとし、処分を行った7月21日付けで受理し退職を承認したところであります。

度重なる不祥事を繰り返し、全職員一丸となって再発防止に取り組んでいる矢先に、またしてもこのような不祥事が発生したことは遺憾であり、議会並びに町民の皆様はじめ組合を構成する4町に対し、改めて心よりお詫びを申し上げる次第でございます。

今後は、パソコンの管理方法の検討など、職員のモラルや管理されているという意識を植え付ける対策を講じながら、引き続き不祥事に対する再発防止に取り組む所存でございます。

このような不祥事に至りました責任を、私自身、町民の皆様の負託を受けている立場として、その責任を痛感し給与の減額をしたいと考え、本臨時会に副町長とともに給与を減額する条例提案をさせて頂いたことを報告するとともに、重ねてお詫びを申し上げます。

最後に、「寄附採納について」ご報告申し上げます。

この度、株式会社ユーラス江差風力、代表取締役、高瀬達秀様より、地域振興のためにと現金160万円のご寄附の申し入れがございました。

同社は、水堀町に事務所がございしますが、地域とともに発展していくことを企業ビジョンとして掲げており、全国の各発電所の立地地域に地域振興の一助としてこのような寄附を行っているとのことであり、当町へもその一環としてご寄附をされるということです。

ご寄附は8月25日頃ということでございますが、用途につきましては、当面内部で検討・協議をしていき、具体的なものが固まりましたら、今後、議会に補正予算として提案をしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、ご寄附の申し出についてご報告申し上げますとともに、改めてご厚意にお礼を申し上げます、行政報告を終わらせて頂きます。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。

(議長)

日程第13、発議第1号、議案第1号、平成27年9月1日から同年9月30日までの間における町長及び副町長の給与減額に関する条例の制定についてを議題と致します。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」。

「町長」(提案理由)

議案第1号、平成27年9月1日から同年9月30日までの間における町長及び副町長の給与の減額に関する条例の制定について、でございます。

先程行政報告で申し上げました、当町から派遣している南部桧山衛生処理組合職員のコンピュータ業務外使用に際し、町民の皆様、議会の皆様並びに組合を構成する4町の皆様には多大なるご迷惑をお掛けしたことを改めて深くお詫び申し上げます。

町政に対する不信感を与え、信頼を損ねたことにつき、派遣元の長としてその責任の重大さに鑑み、副町長とともに給料1カ月を10分の1減額する条例をご提案申し上げるものでございます。ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(薄木議員)

はい。

(議長)

はい、「薄木議員」。

(薄木議員)

大変なあの不祥事でね、うちの町長から職員の皆さんへ緊急メッセージなど、大変この文章なるものを、作ったり、新聞に載って江差町も機構改革、色々なもので取り組んでいるっていうことは町長もご存知だと思います。

ところで今、町長はお詫びを申し上げますって言ったけれど、一度も頭下げてないですね。普通お詫びを申し上げますっていったら、大抵頭を下げますよね。これは4町に対してもそういう姿勢で貫いているのですか。その辺の気持ちをちょっとお聞きしたいと思います。

(議長)

はい、「町長」。

「町長」

今、議員、仰った、頭を下げる、下げないというのはですね、気持ちとして現れるものかどうかというのはまた別の問題で、ですね、私自身は本当にこの件或いは今までの度重なる不祥事に対しては深く本当に反省しなければならない、その責任は、一番は私にあるという風に思っております。そういう意味でその誠意があ薄木議員に伝わっていないとすれば不本意なところであり、私自身、本当に議員の皆様或いは町民の皆様に深くお詫びを申し上げる、反省をしているところでございますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

はい、「薄木議員」。

「薄木議員」

理解できないから質問しているのですよ。お詫びっていうのは物事を読んで頭を下げてお詫びでしょ。色々なところでお詫びしているところは皆そうやって頭下げていますよ。あなたは読み終わってからただ下げているだけ。そういうことじゃ、職員もついていかないでしょ。やっぱり職員にも私もこうやって頭下げて、この姿勢がやっぱり伝えていかなかったらどうするんですか。ただ文章だけ読んで屁理屈ばかり言っているだけでしょ。それじゃ、ついていかないですよ。4町の他の3町の町長、ガッカリしていますよ。重い3カ月くらいの、減給したらどうなのですか。それ位の腹持って私はやりますっていう姿勢が見えないですよ。その辺どうですか。

(議長)

はい、「町長」。

「町長」

4町に対しても、この間お詫びを申し上げて、町として、4町に対して深くお詫びを申し上げるというのはあのしているところでございます。重ねてのあの答弁になりますけれども、私自身、一番責任を感じている、職員の皆さん一所懸命働いている職員にも非常に迷惑をかけていると思います。そういうことが、再発が起きないように、今後も再発防止に努めていきたいと思っておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

はい。他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

はい、他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第1号、平成27年9月1日から同年9月30日までの間における町長及び副町長の給与の減額に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

あの皆さん、私がこのように聞いたら、黙っているってことは良くないですよ。良いとか悪いとか言ってもらわなければ、前に進めませんので、無いなら無い、有るなら有るという風にお願ひ致します。

(議長)

日程第14、発議第2号、議案だ。もとい。議案第2号、平成27年度江差町一般会計補正予算(第5号)についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。

「町長」。

「町長」(提案理由)

議案第2号、平成27年度江差町一般会計補正予算(第5号)についてでございます。

今回の補正、今回の補正の内容につきましては、江差町プレミアム、プレミアム商品券発行事業にかかる経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,107万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億4,879万6千円とするものでございます。具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願ひ申し上げます。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書の方は19頁、資料の方は1頁の方、お開き願いたいと思います。

今回、補正2件ございますけれども、関連致しますので一括して説明させて頂きたいと思ひます。まず、商工費、商工業振興費、江差町プレミアム商品券発行事業追加発行補助、並びに土木費、住宅管理費、江差町プレミアム住宅リフォーム商品券発行事業追加発行補助でございます。プレミアム商品券及び住宅リフォーム商品券、いずれも国と道の補助金を受けまして実施したところでございまして、既に完売しておるところでございますけれども、今回は道が確保した補助金の予算に執行残が出たため、プレミアム分を全額道の方で補助することで追加発行の希望市町村を募ったところでございます。江差町が応募致しまして、補助内定の通知があったことか

ら、今回補正するものでございます。プレミアム率は、それぞれ30パーセントと25パーセントでございませうけれども、前回同様、30パーセント、25パーセントですけれども、発行規模は前回より少ないそれぞれ2500セットと200セットとなります。事業主体につきましても、前回同様、江差商工会で町からの補助を受けて取り進めるものでございます。その他詳細につきましては、資料1の方をご覧いただきたいと思ひます。

補正額につきましては、プレミアム商品券が907万5千円、財源内訳が道支出金が891万3千円、一般財源、前年度繰越金でございませうけれども、16万2千円となります。住宅リフォーム商品券の方でございませうが、補正額200万円、全額道支出金となるものでございませう。補正額合計では、1,107万5千円の補正で、財源と致しましては道支出金が1,091万3千円、一般財源が16万2千円となるものでございませう。以上で説明を終わりますので宜しくお願ひ致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については討論を省略し、ただちに採決したいと思ひますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって本案については、討論を省略し、直ちに採決致します。

(議長)

議案第2号、平成27年度江差町一般会計補正予算(第5号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第15、同意第1号、監査委員の選任を議題と致します。

監査委員は、若山議員は、地方自治法117条の規定により除斥の対象と、対象となっておりますので、退席を求めます。

暫時休憩致します。

(若山議員退席)

(議長)

休憩を閉じて、再開致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」。

「町長」(提案説明)

同意第1号、監査委員の選任についてでございます。

任期満了に伴い、議員のうちから選任する監査委員につきまして、若山明廣氏、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXを選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。ご審議の上、同意頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、本案について、終わりました。

お諮りします。本案については、人事案件でありますので、討論、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、質疑討論を省略し、直ちに採決致します。

この採決は、起立によって行います。

(議長)

同意第1号、監査委員の選任については、

檜山郡江差町字XXXXXXXXXX若山明廣氏、XXXXXXXXXXを選任することに賛成の方の起立を求めます。

(議長)

はい、6名。起立多数であります。

よって、同意第1号については、原案のとおり同意することに決定致しました。
暫時休憩を致します。

(若山議員着席)

(議長)

休憩を閉じて、会議を再開致します。

(議長)

以上をもって、今臨時会に付議された案件は全て議了致しました。

これで会議を閉じます。

平成27年第5回江差町議会臨時会を閉会致します。大変、ご苦労さんでした。

閉会 14:25